

## <入札・契約制度運用の一部見直しについて>

### ○ 事後審査型条件付き一般競争入札の拡大

入札・契約手続きのより一層の競争性・公正性・透明性を確保するため、一定の条件を付して行う条件付き一般競争入札（事後審査型）を、現行の設計金額が1,000万円以上の建設工事の案件から、特殊なものを除き、設計金額が130万円を超える案件に拡大し、平成20年 4月から試行実施いたします。

一般競争入札の例外とする公共工事（特殊なもの）

- ・ 専門性、特殊性が特に高いと考えられるもので、市民に直接影響を及ぼす可能性のあるもの（例：水道施設工事のうち操作盤等の改修工事）
- ・ 応急的な災害復旧工事等

※ 条件付き一般競争入札（事後審査型）により執行する案件がある場合には、毎週木曜日（休日の場合にはその翌日）に市ホームページに掲載いたします。

※ 実施する場合の地域要件につきましては、「市内業者の健全育成」を念頭に置き、案件ごとに設定し実施いたします。

### ○ 適用時期

平成20年 4月 1日以降発注する建設工事案件に適用いたします。